

# マンション再生環境整備事業

## 1. 目的

適正かつ持続可能なマンションの維持管理を行う環境を整備するため、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。

## 2. 制度概要

### (1) 補助内容

#### 1) 【新たな地域における相談体制等の立ち上げ支援事業】

全国でマンション管理組合の活動を支援する法人等があまり存在しない地域において、新たな事務所の設置等を行い、以下の事業を行う法人等を支援する。

- ① マンション再生に関し、電話による相談や相談対応のネットワークの構築。
- ② 専門家の派遣を行う出前相談体制の整備。
- ③ マンション購入者等に対して長期修繕計画及び修繕積立金の説明等の普及啓発。
- ④ 上記の内容を担う専門家の育成。

#### 2) 【既存法人等の基盤強化に係る事業】

既存法人等が、現在実施している事業の底上げを行うため、以下の事業を行う法人を支援する。

- ① マンション再生に関し、電話による相談や相談対応のネットワークの構築。
- ② 専門家の派遣を行う出前相談体制の整備。
- ③ マンション再生に向けて合意形成等を行う管理組合に対して、中立的な立場でのヒアリング調査や合意形成の提示等、合意形成や権利者調整等のためのアドバイスの実施。
- ④ マンション購入者等に対して長期修繕計画及び修繕積立金の説明等の普及啓発。

⑤ 上記の内容を担う専門家の育成。

(2) 事業主体

マンション管理組合の活動を支援する法人等

(3) 補助率

定額補助

(4) 限度額

10,000千円/年